平成２２年（フ）第１８０号
長野県埴科郡坂城町大字中之条1284番地３
債務者　丸山　博一
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川島　利夫
４　破産債権の届出期間　平成22年11月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月19日午後３時
６　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２７５号
愛知県田原市光崎１丁目10番地５
債務者　長田　大輔
１　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅生　剛弘
４　破産債権の届出期間　平成22年11月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月26日午前10時
６　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３９２号
福井市小幡町第６号48番地
債務者　加藤　清美
１　決定年月日時　平成22年10月14日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安部　　剛
４　破産債権の届出期間　平成22年11月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月１日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６２号
北海道苫小牧市日吉町３丁目３番１号
債務者　石橋　和幸
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉川　忠利
４　破産債権の届出期間　平成22年11月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月20日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１９６号
北海道小樽市清水町６番６号　コーポ荒井Ｉ201号室、前住所北海道釧路市星が浦大通２丁目９番13号　コスモス103号室
債務者　田中　　隆
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
４　破産債権の届出期間　平成22年12月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月25日午後３時30分
６　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２６３号
富山市婦中町長沢4698番地
債務者　広瀬　貴史
１　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　澤田　儀一
４　破産債権の届出期間　平成22年11月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月31日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９６号
北海道登別市常盤町３丁目12番地10
債務者　國松　丈太
１　決定年月日時　平成22年10月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　和央
４　破産債権の届出期間　平成22年11月15日まで
５　一般調査期間　平成22年11月30日から平成22年12月13日まで
６　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第３７５号
北海道旭川市忠和１条４丁目１番５号
債務者　大高　秀路
１　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　雄樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月16日午後２時10分
５　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７９号
熊本県荒尾市荒尾4110番地
債務者　髙尾　晴治
１　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　千葉　康博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月６日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１０３号
秋田県横手市山内南郷字赤渕46番地
債務者　加藤　　力
１　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第３０８号
函館市原木町174番地
債務者　岩館江梨子（旧姓石川）
１　決定年月日時　平成22年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３２５号
函館市弁天町13番17―201号
債務者　柴田　正樹
１　決定年月日時　平成22年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４６３号
函館市山の手２丁目31番５号
債務者　黒川　京平
１　決定年月日時　平成22年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４７９号
函館市末広町５番７―306号
債務者　村上　裕幸
１　決定年月日時　平成22年10月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第９９号
岐阜県大垣市上石津町上原277番地
債務者　桑原　幹博
１　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

破産終結

平成９年（フ）第３１４８号
大阪市天王寺区上汐３丁目２番17号
破産者　コモド株式会社
１　決定年月日　平成22年10月12日
２　主文　本件破産を終結する。
３　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１８０号
静岡県富士市五貫島359　レオパレスフルール201号室、開始決定時の住所静岡県富士市神谷新町111番地
破産者　後藤　　仁
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所富士支部